する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表昭和六十年改正法附則第百十二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号。以下「改正前の法律第八十二号」という。）の項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、同表旧厚生年金保険法施行令の項第四欄中「同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法（以下「平成二十四年改正後の法」という。）による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる組合員期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に改め、「第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金」の下に「並びに平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金」を加え、「同条の規定による改正後の私立学校教職員共済法に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金（平成二十四年改正後の法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第九十三条の二第一項の表以外の部分中「昭和六十年改正法附則第百十一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「」及び「」という。）」を削り、同項の表改正前の法律第六十三号の項中「厚生年金保険の被保険者期間に限る」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る」に、「厚生年金保険の被保険者期間の」を「第一号厚生年金被保険者期間の」に、「厚生年金保険の被保険者期間に限り」を「第一号厚生年金被保険者期間に限り」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、同条第二項の表改正前の法律第六十三号の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十八条第一項の表附則第二十一条第一項の項中「又は」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は」に改め、同表附則第二十一条第二項の項中「第五項又は」を「第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は」に改め、同項に次のように加える。

同法第四十四条第一項に規定する	旧厚生年金保険法による
厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する	旧厚生年金保険法による

第九十八条第一項の表附則第二十三条第二項の項中「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の改正後」を「改正後」に改め、同条第三項の表厚生年金保険法第四十六条第一項の項中「同項」を「同条第四項」に改める。

第百条第一項中「その他の」を「又は他の」に、「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に、「第百一条の二」を「第百一条の三」に改め、「掲げる給付」の下に「（厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第三項第一号中「期間按分率」を「期間按分率」に改め、同項第二号中「被保険者」の下に「、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」を加え、同項第三号中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。次号、第五号、第九号、第十六号、第三十五号、第三十六号、第四十九号及び第五十号において同じ。）」を加え、同項第八号中「第六十四条の三第一項（同条第二項（厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）」を「第六十四条の二（厚生年金保険法施行令第三条の十三の六第二項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この号において「平成二十七年経過措置政令」という。）第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前厚年法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第六十四条の三第二項（平成二十七年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項」に改め、同項第十二号、第十四号、第十九号、第二十四号、第二十六号及び第三十一号中「被保険者」の下に「、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」を加え、同項第三十五号中「除き、国家公務員共済組合法」を「除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法附則第十二条の七第二項」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同号ロ中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条第七項」を「附則第十六条第七項」に改め、同項第三十六号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三十七号中「国家公務員共済組合法附則第十二条の八第一項」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第一項」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の八第三項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項」に改め、同項第三十八号中「国家公務員共済組合法」に改め、同号ロ中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三十九号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条の次に次の一条を加える。